

# たがきつ報

## 号 外

昭和56年4月1日発行  
発行/新潟県月潟村役場

### 国民年金の業務形態が 変わります

厚生年金保険などの公的年金に加入していない一般の方々に対象に発出した国民年金制度も二十年を経過し、年金内容も年ごとに充実されてきました。また年金受給者も年々増加し、年金業務は複雑になり、事務量も大変多くなっています。

この年金業務は今後さらに複雑増加することは明らかで、被保険者のみなさんの保険料の納付記録や保険資格の取得、喪失などの整備管理や年金受給手続など、今まで行なってきた手作業では十分に対処できない恐れがでてきました。このようなことから、村では本年四月から年金業務にコンピュータを導入して年々複雑増加する年金業務に対処するとともに、被保険者のみなさんの権利保護の意味から、従来手作業にありがちな誤りを解消し、四十年もの長期間にわたる記録の正確な保管と事務処理の迅速化を図ることにしました。このコンピュータ導入に伴って、年金業務の形態の一部を次のように変更させていただきますので御了承下さい。

#### ◎保険料納付通知書

保険料納付通知書は、今までは手書きにより一年(四期)分をまとめて被保険者のみなさんにお届けしてました(図1)が、本年四月からは保険料一期(三ヶ月)

#### ◎保険料の納付方法

分ごとに保険料納付通知書(図2)をコンピュータで作成して役場金融機関等の窓口で直接納付される窓口納付の方へは直接本人あて金融機関の口座引き落としにより納付される方についてはご指定の金融機関へお届けします。

なお、定額保険料納付の方と附加保険料納付の方の納付書の区別につきましましては、従来色違いの納付書を発行していましたが、四月からは附加保険料納付の方には通知書上欄に捺印のついた通知書をお届けいたします。

#### ◎保険料の納期

保険料は、従来一期(三ヶ月)分ずつ納付していただきましたが、保険料額が年々増額しているところから、四月からは一ヶ月分ずつでも納めることができるように改めました。ただし、金融機関の口座引き落としの方は原則として従来通り一期(三ヶ月)分ずつを引き落させていただきますので御了承下さい。

なお、口座引き落としの方でも事情により一ヶ月分ずつの納付を希望される方は、あらかじめ年金係へお申し出下さい。

#### ◎保険料の納期限

保険料を納めていただく期限(納期限)は(図3)のとおり変更させていただきます。

図3 保険料納期限

納期限	第1期 4月～ 6月	第2期 7月～ 9月	第3期 10月～ 12月	第4期 1月～ 3月
改訂前	6月30日	8月31日	10月31日	12月25日
改訂後	6月25日	9月25日	12月25日	2月25日

(但し、応当日が休日の場合はその翌日)

窓口納付をされる方は、納期限までに役場または金融機関の窓口で、納付書(図2)を持参のうえ保険料を納めて下さい。一ヶ月分ずつ納付される場合でも各納期の納期限内に三ヶ月分を納めていただきます。

金融機関の口座引き落としの方については、各納期限の末日(たとえば第一期分は六月二十五日)に引き落させていただきます。

窓口納付、口座引き落としとも、この納期限内に保険料を納めていただかないと、保険料の納付記録の処理が遅れることとなります。なお、第四期の納期限につきましては、年度内の保険料納付整理の都合上、他の納期より一ヶ月納期限を繰り上げさせていただきますので御了承下さい。

#### ◎保険料領収書の発行

保険料領収書は、納付通知書(図2)と兼ねています。

窓口納付の方は、保険料納付の際に必ず受領印を受けて、大切に保存して下さい。

金融機関の口座引き落としの方については、一期(三ヶ月)分の保険料が納付された次期みなさんのお手元へお届けします。一ヶ月分ずつの口座引き落としを希望される方については一ヶ月分ずつの領収書は発行せず、一期(三ヶ月)分が納付された時点で発行いたしますのでご了承下さい。

#### ◎保険料領収済通知書の処理

この保険料領収済通知書は、被保険者のみなさんが保険料を納めた証拠となるもので、これをもとにして、みなさんの納付記録を手作業で処理していましたが、今後はこの通知書を直接コンピュータに読みとらせて処理します。折ったり汚したりしますと処理できなくなりまして、大切に使用して下さい。折ったり汚した場合、紛失した場合などは早目に年金係へ申し出て再発行を受けて下さい。

以上がコンピュータ導入による業務形態の変更です。

この変更により被保険者のみなさんには大変ごめいわくをおかけしますが、年金業務の実態を御理解のうえ、ご協力いたしますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点などがありましたら役場年金係へお問い合わせ下さい。